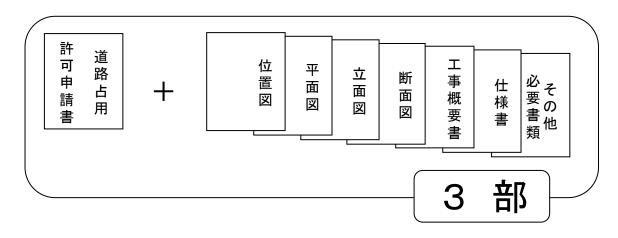
道路占用許可申請時に提出する書類について

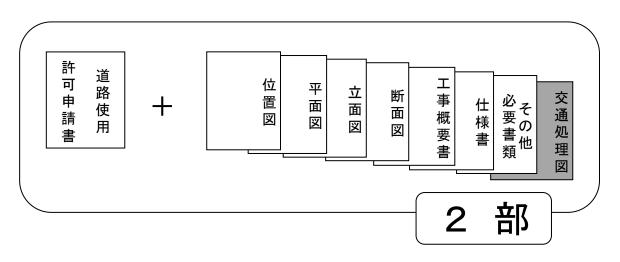
◎工営所提出用

道路占用許可申請書+添付書類(各3部)

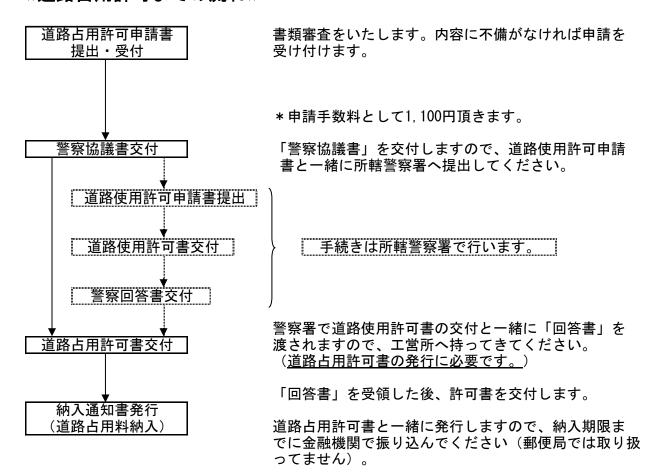


◎警察署提出用

道路使用許可書+添付書類(各2部)



≪道路占用許可までの流れ≫



道路占用許可申請書を受付けてから許可書交付までは期間を要しますのでご了承願います。

詳しくはこちら>処理期間

面積

≪道路占用料の算定方法について≫

道路等級別単価 × 面積 × 占用期間(月数) = 道路占用料

道路等級別単価 特等 : 2,900円

1等 : 1, 900円 2等 : 1, 280円

*道路等級区分については、工営所で確認してください。 *道路等級別単価は条例により変更する場合があります。

道路占用許可申請書の占用物件(数量)に記載している占用面積で

小数点以下は切り上げします。

占用期間 占用期間の始期より応答日で算定します。なお、1ヶ月未満

(数日)は、1ヶ月として切り上げます。

記入例

道路占用 許可申請 書

① 新 更 変 () 月 規 新 更 年 月 日

大阪市長 様

令和 年 月 日

住所 氏名 2

〒 ○○○-○○○ 大阪市○○区○○町○丁目○番○号 株式会社○○建設 代表取締役○○○

担当者 TEL 0000 <u>00(00</u>0)0000

道路法 第32条

の規定により(許可を申請)します。

| | | 777 时交 | | |
|---------------|-------------------------|---|---------------------------------------|--|
| 占用の目的 | 3 | 〇〇ビル新築工事のた | | |
| Г ПФЩ≕ | 路線名 (4)〇〇区第〇〇〇 | ○号線 | (5) 車道・(歩道)・その他 | |
| 占用の場所 | 場所大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号先 | | | |
| | 名称 | 規 模 | 数 量 | |
| 占用物件 | ⑦足場・仮囲・養生棚 | 8 | 9 00.00m² | |
| 占用の期間 | 令和 年 月 日から | 」 占用物件 | | |
| | 10 令和 年 月 日まで | 間の構造 | 別紙のとおり | |
| 工事の期間 | 令和 年 月 日から | 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | 道路管理者の占用工事実施 | |
| | 令和年月日まで | 間の方法 | 基準に従います | |
| 道路の 復旧方法 | 原因者復旧 12 | 次付 <u>毛</u> 粕 | 位置図・平面図・断面図・立面図 3 工事概要書・仕様書・その他 | |
| 備考 | | ※ 本 市 記 入 | 受付印 1,100円 | |
| | | 記 入 積収書N | 0. | |

記載要領

1 「許可申請 「第32条 _{及び} 「許可を申請 については、該当するものを○で囲むこと。 協 議」

2 | 新 | 更 | 変 | については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者 の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書き すること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

【道路占用許可申請書 記載要領】

(足場・仮囲い・養生棚用)

<新規申請の場合>

(1) 新

(2)申請者欄 申請者の郵便番号・住所・氏名・担当者・電話番号を記入してください。

(例) 住所 〒000-0000 大阪市○○区○○町○丁目○番○号

忘れずに記入のこと

氏名

株式会社()()建設 代表取締役()()()

担当者 0000 000(000)0000 TEL

(3) 占用の目的

道路を占用(使う)する目的を記入。(例)○○ビル新築工事のため \Leftrightarrow

路線名 (4)

☆ 路線名を記入してください。

(5)車道•歩道 **□** 道路を使用する場所に該当するものを○で囲んでください。

(6) 占用の場所

➡ 住居表示番号により「○丁目○番○号」まで記入してください。 占用範囲が広範囲のときは、起点と終点を同様に記入してください。

 $\overline{7}$ 占用物件(名称) ➡ 占用物件の名称を記入します。(例)足場・養生棚

占用物件の形状・寸法等を記入します。別紙に占用物件の構造図や図面 (8) 占用物件(規模) ➡ に数量欄の表示がされている場合は、空白でも結構です。

(9)

(10)占用の期間

□ 足場等を道路上に占用する期間を記入してください。

(11)工事の期間 → 占用の期間と同日で記入してください。

道路の (12)復旧方法

→ 「原因者復旧」

 $\widehat{(13)}$ 添付書類 ➡記入の必要はありません。

 $\widehat{14}$ 備考欄

申請手数料として1,100円頂きます。

<工期延期申請の場合>

(1)

「変更」を○で囲み、前回の許可番号を()の中に記入し、許可日をその 下に記入してください。

 $\widehat{10}$

★ 新たに道路占用をする期間を記入してください。

 $(2)\sim(9)$, $(1)\sim(14)$

→ 上記と同じ。

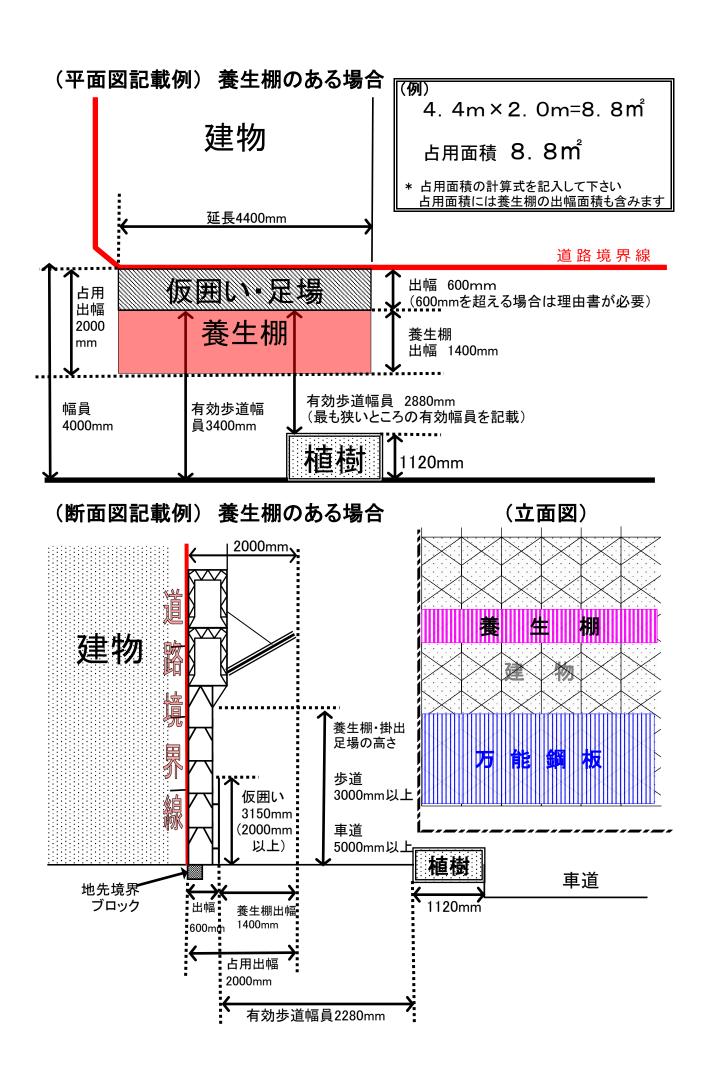
*その他、添付書類として、工期延期理由書と前回(初回)の許可書の写しが追加で必要です。

記入方法でご不明な点がありましたら、担当所へお問い合わせください。

各工堂所の管轄区および連絡先

| 工営所名 | 管轄区 | 連 絡 先 | |
|---------|----------------|--------------|--|
| 中 浜 工営所 | 都島区•旭区•城東区•鶴見区 | 06-6969-2656 | |
| 田島 工営所 | 天王寺区•東成区•生野区 | 06-6751-5000 | |
| 津 守 工営所 | 大正区・浪速区・西成区 | 06-6567-6495 | |
| 市 岡 工営所 | 中央区・西区・港区 | 06-6576-0761 | |
| 住之江工営所 | 住之江区•住吉区 | 06-6686-0434 | |
| 平 野 工営所 | 阿倍野区•東住吉区•平野区 | 06-6705-0102 | |
| 野 田 工営所 | 北区·福島区·此花区 | 06-6466-2157 | |
| 十三 工営所 | 淀川区・東淀川区・西淀川区 | 06-6306-1881 | |

(平面図記載例) (例) 建物 4. 4m×0. 6m=2. 64m² 占用面積 2.64m² ≪占用面積の計算式を記入して下さい≫ 延長4400mm 道路境界線 仮囲い・足場 出幅 600mm (600を超える場合は理由書が必要) 幅員 有効歩道幅員 有効歩道幅員 2280mm 4000mm 3400mm (最も狭いところの 有効歩道幅員を記載) 植樹 1120mm (断面図記載例) (立面図) 高さ 9000mm 建物 仮囲い 3150mm (2000mm 以上) 植樹 車道 地先境界 1120mm ブロック 有効幅員2280mm 出幅 600mm



[基 準]

(工事用足場、仮囲い等の占用)

- 第27条 沿道の土地に設置する建築物等の工事に伴う足場、仮囲い及び落下物防止用施 1 設(養生棚)の占用については、次の各号に定められるところによらなければならな い。
 - (1) 路面に接しないで設けられる掛け出し足場及び落下防止用施設を設けられる場合は、その最下部と路面との距離は5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では3メートル以上とすることができる。
 - (2) 出幅は次のとおりとすること。ただし、工事実施上やむ得ない場合はこの限りではない。

ア 掛け出し足場

路端から1.2メートル以下

イ 落下防止用施設

路端から3.2メートル以下

ウその他

路端から0.6メートル以下

- (3) 仮囲いの高さは路面から2.0メートル以上とすること。
- (4) 消火栓、マンホール等の操作に支障のないものとすること。
- (5) 仮囲いに取り付ける出入口の扉は道路に面して外開きとしないこと。
- (6) 広告物を掲出または表示しないこと。ただし、法令の定めまたは監督公署の指示による表示及び施主主、請負業者名の表示はこの限りではない。
 - 2 沿道の土地に設置する建築物等の工事に伴う、こ道構台の占用については、前項の規定にかかわらず次の各号に定められるところによらなければならない。
- (1) 原則として幅員が3メートル以上の歩道設けられるものであること。
- (2) こ道構台の路面に接しない部分の最下部と路面との距離は3メートル以上とすること。ただし、方杖を設ける場合は2.5メートル以上とすることができる。
- (3) 構造物の下には必要に応じて照明器具を設けること。

「基準の取り扱い]

- 2 基準の適用について
- (3) 基準第27条第1項第2号ただし書きに規定する「工事実施上やむ得ない場合」の出幅は路端から1メートル以下とする。